

草の根・人間の安全保障無償資金協力外部委嘱員の募集  
(在ウズベキスタン日本国大使館)

当館では、ウズベキスタンの草の根レベルの住民に直接裨益する「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(草の根無償)を1995年から実施しています。

今般、草の根無償に関する業務の補助を行っていただく外部委嘱員を以下の通り募集します。

【概要】

1. 草の根外部委嘱員について

外部委嘱員とは、当館との委嘱契約に基づき、草の根無償の案件形成及び実施に関わる一連の業務を行っていただく制度です。

2. 募集人数

1名

3. 委嘱する業務

当館事務所(ウズベキスタン共和国タシケント市)において、草の根無償の新規案件の相談、申請書類のチェック・受理、ファイリング、案件形成にかかる申請団体との連絡・調整、案件採択に向けた資料作成、贈与契約署名式の実施補助、案件の進捗管理などの一連の業務を行っていただきます。また、新規案件の事前視察、中間モニタリング、事業完了確認、フォローアップ等の現地調査業務を行っていただきます。

4. 委嘱条件等

(1) 契約形態

外部委嘱にかかる契約は雇用契約ではなく、具体的な業務の委嘱契約となります。従って、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されず、各種社会保険等にはご自身で加入していただく必要があります。なお、ウズベキスタンでの就労に必要な査証の取得はご自身で行っていただきますが、必要な証明書類等は当館が支援します。

(2) 謝金等

外部委嘱業務に対しては、規定に基づく額の謝金を当館から米ドルでお支払いします。また、本邦から当地までの赴任に要する航空賃(ディスカウント・エコノミークラス最短距離、往路及び復路分)及び当地における住居費(規定に基づく一定額)が支給されます。予防接種料及び査証取得料については、業務遂行のために必要と認められる場合に限り、現地到着後に当館から支払われます。

(3) 委嘱開始時期及び期間

2019年5-6月ごろ(具体的な契約日は契約予定者と調整)から2020年3月31日まで。※委嘱契約の締結は2019年度予算の成立が条件となります。

(4) 業務形態

原則として開館日の通常業務時間帯に合わせて業務を行います。ただし、必要に応じて上記時間外でも現地調査等を実施することがあります。

【応募条件】

1. 国籍等

日本国籍を有する方。

2. 語学力

英語(ロシア語又はウズベク語ができればなお望ましい)

### 3. 必要な知識等

開発途上国の経済・社会開発に対する関心及び知見、中央アジアの社会・文化に対する一定の知識と理解を有することが望ましい。

### 4. その他希望する条件

- (1)心身ともに壮健であること(現地調査を頻繁に行う機会がある)。
- (2)異文化への適応能力及び協調性があること。一定程度の社会経験及び海外生活経験があればより望ましい。

### 【応募方法】

1. 以下の応募書類を平成 31 年 3 月 1 日(金)(必着)までに、下記メールアドレス(添付ファイル)までご送付ください。提出いただいた個人情報は選考の目的のみに利用し、応募の秘密は厳守します。

#### (1)履歴書

様式は問いませんが、日本語で記載し、氏名、写真、生年月日、現住所、電話番号、経歴、保有する資格を含めてください。語学力を証明する資格があれば併せて記載の上、証明書類の写しを添付してください。

#### (2)志望理由書

日本語でA4サイズ 1-2 枚程度で、ご自身のこれまでの経歴及び応募の動機等をご記入ください。

### 2. 選考方法・スケジュール

応募締切:平成 31 年 3 月 1 日(月)(必着)

第一次選考:書類選考(結果は 3 月中旬を目途に個別にメールでご連絡します)

第二次選考:電話面接(日程は第一次選考通過者と個別に調整します。結果は個別にメールでご連絡します)

### 【応募宛先】

在ウズベキスタン日本大使館経済・開発協力班(担当:箭本書記官、堀口書記官)

以下のメールアドレス宛に必要な書類を添付ファイルで送付してください。今回の募集に関する照会がある場合も、以下メールアドレス宛にご連絡ください。

当館代表メールアドレス: [homepage@ts.mofa.go.jp](mailto:homepage@ts.mofa.go.jp)

※メールアドレスに訂正がございます。上記メールアドレス宛にご連絡ください。